精神障害者の交通運賃割引に関する意見書

障害者に対する交通運賃割引は、身体障害者については昭和25年から、身体内 部障害者は平成2年から、知的障害者は平成3年から実施されている。これらの運 賃割引を実施している交通機関等事業種は現在、JR、民間鉄道、航空、旅客船、 バス、タクシーのほか高速道路にも及んでいる。

しかし精神障害者については、平成9年から平成10年当時、精神障害者家族の 全国団体がJR運賃の割引を求めて大規模な署名運動を実施したが、割引は実施さ れず、以後一部のバス、民間鉄道事業者が割引を行うようになったものの、精神障 害者が除外されている状態は基本的には変わっていない。

近年、障害者関係の法制は集中的に整備され、とりわけ平成26年1月に政府が 批准した障害者の権利に関する条約では、第20条で「障害者自身が、自ら選択す る方法で、自ら選択する時に、かつ負担しやすい費用で移動することを容易にする こと」と明記し、第4条で「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及 び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置をとること」、「この条約と 両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」とされている。

この規定によれば、交通機関事業者が運賃の障害者割引制度から精神障害者だけ を除外することは、明らかに条約に反する行為であり、このような状態に対する是 正指導は政府・行政の責任でもある。

よって、精神障害者に、身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引が適用 されるよう、指導・勧告等の措置を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 3 月 24 日

静岡県島田市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣